

○○○株式会社 の消防計画

※防火対象物住所：今治市○○町○丁目○番地○

作成日
年 月 日

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ ○○○株式会社 部分に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 自衛消防組織の編成及び任務等

充て職でもかまいません。

自衛消防隊長〔 職名・氏名（防火管理者・総務課長など）〕

	火災発生時の任務	地震速報・警報等が発せられた場合の任務
通報連絡担当 職名・氏名など	(1) 非常ベル等を鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	<input type="radio"/> 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 職名・氏名など	(1) 水バケツ、消火器（屋内消火栓）等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止し、火災室の扉を閉めて、避難する。	<input type="radio"/> 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導担当 職名・氏名など	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 (3) 排煙窓を開放し煙の充満を遅らせる	<input type="radio"/> 火災発生時の任務と同じ。 (1) 地震速報・警報等が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 地震速報・警報等が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
担当	他にも担当をつくる場合は、入力してください 例、安全防護、応急救護など	

第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、日常の自主検査（別表1）・定期の自主検査（別表2）を実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1	毎日	防火管理者	
別表2	半年に1回	防火管理者	

日常の点検に限つては、従業員・職員等でもかまいません。

第4 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の変更の届出（工事の際を含む。）
- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検結果を今治市消防長に報告する。（第7参照）
- (4) 改装工事時の「工事中の消防計画」
年に回
点検は、年2回。
- (5) 消火、避難訓練を実施する際の通報
報告は、
特定・1年に1回、非特定・3年に1回
- (6) その他

第5 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設けたり、置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) ガス機器を使うときは、必ず換気（給気と排気）をする。
- (5) ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検をする。
- (6) CO（一酸化炭素）警報器を設置している場合は、定期的に点検をする。

第6 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。

第7 消防用設備等・特殊消防用設備等の点検

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (2) 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
- (3) 点検時以外で、不備を発見した場合は、予算措置し改修する。

消防用設備名	建物に設置してある消防用設備を入力。	点検時期	月 及び 月
消防用設備 点検業者	点検を依頼する業者名・「入札業者」でもよい。		

第8 地震対策（南海トラフ地震防災規程作成義務事業所の場合は、南海トラフ地震防災規程に関することについては別に定める。）

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施する。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

イ 火気設備器具の直近にいる従業員・職員等は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。

ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急の措置及び処置を行う。

(4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。

ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために建物内にいる全ての者に適切な指示を行うこと。

イ 避難にあたっては、身の安全を確保した後に建物外駐車場等へ避難させる。

ウ 在館者等を避難所・避難場所なるべく近く、強固な建物)へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
できるだけ、スムーズに避難できるように説明する順路を文章にしておきましょう。

(地震速報・警報等が発せられた場合における対応措置)

(1) 防火管理者は、地震速報・警報等が発せられた旨の内容等を事業所内の者に伝達する。

(2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設・設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

市のホームページの防災危機管理課のマップを参照。

第9 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
 - (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
 - (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
 - (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。
 - (5) 防火管理者は、消防機関及び工人等と適切に連絡をとりあうこと。
-

第10 防火管理者への報告事項等

上記に決めたこと以外で、職員・従業員等が報告しないといけないことを明確にしておきましょう。

自動火災報知設備等が火災を感じたとき、警備会社等がかけつけるかどうか？

第11 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を別表3のとおりに委託する。

第12 防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に別紙1・2の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

対象者	実施者、実施時期、内容等
従業員	防火管理者が、「防災の手引き」を活用して、周知する。
新入社員 パート	防火管理者等が、「防災の手引き」を活用して、採用時又は必要の都度、防災教育を行う。

- (2) その他
-
-

第13 訓練

特定は、消火・避難の訓練を年2回以上、通報訓練を年1回以上。

非特定は、消火・通報・避難の訓練を年1回以上

訓練種別	実施時期
消火訓練	_____月 _____月
通報訓練	_____月
避難訓練	_____月 _____月

実施時に表4と準備シートを活用して訓練報告を行う。

第14 その他防火管理上必要な事項

上記を参考に実施時期を決め、計画を立てて、訓練をおこなってください。（実施時期は目安となるものですので、業務の実態に合わせて、少し前後してもかまいません。）

第15 その他

- ・別紙により、建物平面図を添付すること。
- ・建物平面図には、消火器の設置位置及び避難経路を記載すること。
- ・南海トラフ地震防災規程が必要な事業所は、必要書類を添付すること。